日本王代一覽

貳

775
120

曾 775 120

日本王代一覽卷之二目錄

卅九 天智天皇　在位十年

十四 天武天皇　在位十五年　白鳳十四　朱鳥一

一四 持統天皇　在位十一年

二四 文武天皇　在位十一年　大寶三　慶雲四　四年無年号

三四 元明天皇　在位八年　和銅七

四四 元正天皇　在位九年　靈龜二　養老七

五四 聖武天皇　在位廿五年　神龜五　天平廿

六四 孝謙天皇　在位十年　天平勝寶八　天平寶字二　自天平寶字三至八

七四 廢帝　在位六年

東京帝國大學圖書之印

四八 稱德天皇　在位六年　天平神護二　神護慶雲四
四九 光仁天皇　在位十二年　寶龜十一　天應一
五十 桓武天皇　在位廿五年　延暦廿五
五一 平城天皇　在位四年　大同四
五二 嵯峨天皇　在位十四年　弘仁十四
五三 淳和天皇　在位十年　天長十
五四 仁明天皇　在位十七年　承和十四　嘉祥三
五五 文德天皇　在位八年　仁壽三　天安二　齊衡三

日本王代一覽卷之二

三十九代

天智天皇　舒明天皇の子なり御母は齊明天皇也
始は中大兄皇子と号し又葛城皇子とも開別皇子
とも中臣鎌足と策をめぐらして宮極の政ふ
詳なり孝德齊明二代の間皇太子なる齊明の
七年ふ大唐并ふ新羅より百濟を攻り給へ百濟
國の使福信ゲ請ふより軍勢をのよりて齊明天皇
太宰府朝倉へ行幸遊府天智太子なりて軍中
の政を掌しなりふ山中より京師の御不を作り儉約
を用ひ民を勞せしめず朝倉宮殿を造り又
刈蓋をうふ和より関を設り出入の者を改

て其妻を身同く従事せしむ此時百濟の
加勢をもとめんとするに共年の七月に齊明崩御あ
りて天智天皇位を嗣給ふ　共年
の八月に将軍河曇法師と河邊の百枝等を大将と
なして百濟を救しめ兵粮武具を贈り遣す　九月
百濟の皇子豊璋を秦朴市田來津等六千の兵を
添て百濟へ送り帰せ福信迎て豊璋を百濟王と
仰き日本の下知をうけ豊璋八人質となり
日本より帰るべしいつれも故国大唐新羅を伐ちて国
王となるべしと如此其後天智八齊明の喪を奉じ
大和へ帰りたまふ明年布三百端を百濟王豊璋に
賜り矢十萬本絲五百斤綿千斤布千端韋千張

稲種三千石を福信に賜ふ今年大唐并新羅より高
麗を攻むる日本に使を遣ふ即加勢を遣さる
大唐の大将任雅相百濟を討て蘇定
方と云る大将高麗の都を攻圍るなれども利あら
ずして退く其明年又兵粮を送る粮万の軍
兵を百濟へ遣さる新羅を伐しむ泗沘豊璋と福
信と中悪くなりて福信を殺て流して新羅の兵
進て百濟を攻む大唐の大将孫仁師劉仁願劉仁
軌水陸より百濟へ攻来る中にも劉仁軌が率る兵船
百七十艘白江口に来て日本の兵と
合戦を大敗なれば右往左往に走て敗軍し
水に溺て死る者数を知らず日本の大将朴市田

来津岳とういふ所に大ぶ城を築き唐兵数十人を切殺して其身も討れぬかくつとられハ豊璋ハ国を捨て高麗へ奔る日本の軍兵ハ皆帰津して百済の人〻多く日本へ近来る者多し其中男女百餘人を近江国神前郡小椋に移し遣て其後大唐より劉徳高といふる使者来り其後もうたる守君大石坂部石積等を遣唐使らしく変服して大唐の高宗皇帝に遣わかくて美国と名ずけ者とそへ又大和国高安城讃岐国屋嶋城と築る齋明天皇崩御の後六年と歴て新小墓と築く改め葬る時まで天智いまだ即位の礼を行ひそ猶在子の作法をなおりてなるが如葬り年つて後都を近江の滋賀に遷せ四年七年春正月滋賀の都まうく即位し給ふ

八年の冬閏十月鎌足病ふかれば天皇自ら其家に行幸ありて何をか思ふこと有しかバ申べしと宣ふ鎌足対く我何とか申べき唯葬礼を軽くせんこと願ふ生く間ふ益なく死して何を人と労せん やゝ中そ時の人感ぜざるなし其後大唐又沙弟天武と鎌足の家へ遣り内大臣に任ぜらるる大織冠と云官と賜く中臣と改く初て藤原性と賜る是内大臣の始なり仍て沙門右布の大臣の子に任ぜらるる大織冠ハ正一位あるる官なり藤原ハ鎌足の

生れつき立派の名をうけ其ゝ学問を好み詩を作り
其後職を捨てゝ大織冠藤原鎌足五十或は五十
六ゝ歳にて天皇位に即き其家は幼年にして称徳
まふ天皇生れつきさかしく学問を好みしゆゑ多つ
の政其外礼法儀式渤海代よりして仏調ふまり法世
まで本朝中興の帝と申す
十年辛未の正月元日ふ御子大友皇子と大政大臣と
ゝく百官を従へ給ふ藤の政をとりしゆゑ藤原兄
と大臣ゝ中臣金連と右大臣ゝて大政大臣は蘇
より始るこれなりされ天皇御弟天武と申子ゝ天
武の后持統は天智の娘なり大友皇子の妃十市皇
女は天武の娘なりかゝるこれなれども大友

生れつきさかしく人となりけり其ゝ学問を好み詩を作
ゝ文章ふ達ゝれは世の人皆心を大友ふ寄せるふ
や天武歎ひ器ゝ心あり其年の十月天智不例な
りしゆゑ遺言のあふ天武と申て藤原安麻呂ゝ京
者さゝやさゝ言々は心ありて遠津中されよ天武
うなづひゝ御前へ参る天智我疾甚し後の事
御ふ任せゝ実ふ天武某ゝ多病なり願くは大友
皇子と申ゝたまへ某ゝは御家せんと云天智其
心ふ任せゝ天武即東の仏殿ゝて髪を剃
て僧ゝなり勅りて袈裟と賜る天武御前へ参り
暇と申ゝ御供のゝ近江ゝ下て吉野
起ゝ群臣皆宮御まで送りて河の時人中ゝ名ハ

天武と吉野へ遣そこしハ虎小翼ちうけて放つが
ごとくにありかつ〳〵ほハ大友皇子いかり〳〵威法
くなりて左大臣蘇我赤兄右大臣中臣金連等
の群臣諸大友の所ゝ盟とりて少も逆賊あ
らんべきなく約束をうくて十二月天智崩御ま
ました在位十年御歳四十六或ハ四十八とも云又
一説ハ天智天皇或時山科へ行幸ありて帰りを
ゆくりなく天小雲ゆ御霊ゆ降り留るふりを
して其所小陵を造りいとなれハ壬申の年
大友皇子の〳〵ひきて吉野へ人を遣し天武を
ねらへ〳〵道ゆ塞て其郷をとりてこれを殺べき
うの沙汰ありしかバ十市皇女竊小見を恐みて

文をとりて美の腰の中よりかくし吉野へ送り遣て
天武これをよみて大小懼る村岡の男依と云臣を
召して曰く近江の法臣我を害せん事を謀る者
汝等為ぐ美濃国小津へ兵を發し不破の道を
塞ぐべし我も又やがて進發せんとふ其後天武
大伴志摩を使として大和の留る坂王とをくハ
もとなれバ同心せざりしかをりて為ぐ事のわかれぬ
さきにとく吉野を出まふ俄の事なれハ御車も
なかりれバ天武ハ馬に乗御后持統ハ輿小乗る御子
草壁皇子忍壁皇子を抱下近臣二十餘人女嬪十餘
人徒歩かちにて跡をおくり猛御二十餘人乗て
御供ゆ候て又伊賀の貢采とのせく通る馬ゆ十

疋と行く共其末をバ捨て安の人と云ひし沙汰
山城国と云ふ所に流失て天武の背よりも
其末を夫婦と云ふ山中より迯入て牧馬と繋ぎ不
牧馬少し号も其後大野と云ふ所にて日暮
山中暗くして道を知ず家をこがらして松明く
ちて色より進んで伊賀国の列る中山に入付て
当国の軍士等数百人来り来るそれより伊賀也へ
飛て国内三宅連が軍兵百人と行く鈴鹿の関を
塞く天武の方に市皇子大津皇子ハ若近江よりの
ぼり落ふ途中く伊賀伊勢の間にて天武に
系を出て天武跡大川の色より迯ふ天武大
神を拝せらるる事村国の男依美濃国の兵

二千人と催して不破の関を塞ぐ様に沒をしれば
天武方市皇子と不破へ遣して守らしむ東海
道東山道へも使を遣して軍を催さしむ天武持統も
わりて伊勢国桑名郡に移く休息せらる世伝の
流れも天武吉野国樫をも志摩国をも美濃の
測脱をも大友の兵に迯れ難波に帰ぶ云ひ
つるふもと日本紀ハ人伝にて其後天武桑名に
持統と留在て為ハ不破へ郡に尾張国内小子郡鉏
鉤二万の兵と率く行に天武高市皇子と和歌と
方に市に市にしめて法軍と下知せらる天武ハ野
上に方に市に御陣をかまへ大和国にて大伴
吹負と方に者軍を統し天武の方に方りて有く

まで攻戦ひ利を得ずして流れ奈良まで進て入り近江へ押寄んとせし大友皇子方の軍兵を進め防くいとまも利を失ひ天武の大将村国男依等数万の兵を率て近江へ向ふ皆奈良を待とつけうり大友の大将境部薬と息長横川小戦く薬を切る又鳥籠山にて大友の大将秦友足を斬り安河にて土師千島を生捕即ち進て勢多まで来りしに大友自ら群臣を率ひて橋の西に陣を取鐘鼓をうち天乳を放て西の方に向て大友の大将羽栗等云者脇を切る男女ひしめく防ぐ戦ひ敗れ敵進ひこれあり終に流れしして羽栗等討死て大友の軍敗る男依橋を渡て粟津に到る大友の大将大養連谷塩手等皆討死て大友皇子自ら首くくり山前に隠れて自ら縊て死ぬ二十六歳の兵頭と和く天武の御座所へ送る市皇子近江へ帰て罪の軽重をたゞして右大臣中臣金連を切り殺し右大臣蘇我赤兄等軍を流罪せる壬申の乱こゝに治なり

四十代

天武天皇　天智の弟なり大友皇子討て後伊勢の国より大和へ到る内裏を造り浄見原宮と号し即位せる壬申の乱に勲功ある者を褒賞せる新羅百済を攻て

即位を賀せ
白鳳二年始て大蔵経を写しむ
三年對馬国より白銀を奉る是日本にて白銀出る
始なり淵代より宮月蹈歌して男女をどり
うたふこと也又国々十四ヵ所に祥瑞を進ずること
六月晦日の祓又大嘗会の悠紀主基も大節の祥瑞
も始まり法社の寺も始まる多し又朝廷の
法度も多く定まりて祥瑞の位四十八階を定
めらる紫宋の色とも其位ありて定まりしなり又
人の姓氏の号とも合り定まりしなり
白鳳十三年より大地震ありて山くづれ川埋まり諸国
の官倉神蔵并に神社寺院多く壊れ人民六畜

多く死せり伊豫国の温泉湧出ありて初めて伊豫国の
田地八万千條万潮没して海となる伊豆国にも
俄に一つの島出来る是所在伊豆国にもあり
朱鳥元年九月に崩せ　在位十六年年号八白
鳳十四年朱鳥一年

四十一代

持統天皇女帝　天智の娘天武の后なり壬申の乱に
天武に従て伊勢国まで赴き軍中にて即位の後も天武
て後大和の都に帰る軍中にて起き軍者に賞を与へ乱平イ
を鎮て政に預ること多し天武崩して後持統
政を用持統の意を受て草壁皇子と云天武の子
より立て皇子より別腹の子大津皇子と云英勇量

人よ稲と文才ありて法持職と作る天武崩して
政と聞しむ天武崩して後大津皇子謀叛の
志あり事あらはれて持統と草壁皇子の
ちうとひまく大津と教て共時も除終の為を
もり時に二十四歳にて三年を経て草壁
を毒ぜらる時に二十八歳其明年持統遂に天
皇の位に即く群臣二種の神器を奉る大敬と天
下に行はれ喜こ京中畿内の年老たる男女に千
餘人に稲と賜ふ人毎に二十束ばかり又孤の
者并に疾ある者貧き者に稲を賜ふ市皇子を
を改太政大臣に丹波島を右大臣にも共に八省百官
等治もと置群臣に俸禄を増加す皇女并に命

婦ある位を授皇女を内親王と云ふ又女人の
位に准じもこれより始む天皇年に吉野へ
行幸あり又あるとき伊勢国へ行幸あるべしと
沙汰ありしに中納言三輪の市麻呂農業成
妨んとて諫めしかども聞き入給はず
遂に行幸あり伊賀伊勢志摩の年貢を減し老
人に稲を賜ふ又藤原の内麻呂を遣て都を遷さる
其後の市皇子薨ぜらる天皇いづれの皇子をも
立給はざりしに沙汰ありて高市皇子と云る位の中ふ
りて草壁皇子の子珂瑪皇を立給ふ定りける其
後天皇不例なりしかば在位十一年にして位を珂
瑪皇子に譲る文武天皇なり持統の御代に上天皇

の号号とする俗世の間に伝へ傳ることは宗教の如
きしいてこれを上天皇の尊号あることは持統より
始まり

四十二代

文武天皇　天武の孫草壁皇子の子なり母持統の
譲り受けなり即位せり藤原不比等の娘也
元年藤原宮子嬪と夫人となる藤原不比等の娘也
不比等は大織冠の子なり法小法海を云へり
なり
二年役小角を伊豆嶋に流す小角は役行者の事なり
此人術を知る大和國葛城山に住く鬼神を
使ひ共を知る故に神とばかりと掩へる韓國

廣足と云者行者を師とし共術を学ひ行ることを
よく人を惑せり奏聞せるにより行者を流罪せり
る年を慶雲と改元せり
四年道昭と云る僧病死せり火葬せり日本にて火
葬の始なり法師者さ時入唐して帰朝の後
元興寺小僧行基天下を乱りて百姓の津濟を船仮
設け橋を造ること多し山城國宇治橋も此僧の始く
なる由なり同年藤原不比等は新しく律令を撰しむ
律六巻令十一巻あり律は法度の定めなり令は政務の
仕組なり法也その重寶なり
大寶元年正月元日天皇大極殿に出御あり御門の
正面小馬飛の旗と云ふ日の旗青龍旗朱雀の

旗をたて右こ八月の旗を武の旗白虎の旗をたてて
百官拜礼〜天皇の使者八旗を右小垂所より法也
まで大儀ありてこれに共儀式如此とかん　四月大
納言大伴御行卒ス　右大臣と賜る也賜宴の儀
二月丁巳大学寮ニ釋奠ス　始メテ釋奠ヲ孔子ヲ
祭リタマフ也　春秋ヲ講ズルコトヲ
六月栗田真人ヲ節刀ヲ賜リ遣唐使ニ　相模ノ国
宮多〜　七月右大臣多治比島薨ス　歳七十八
二年十月太上天皇持統春河宮ニ御幸ス　十月ヨ
大和ヨリ帰リ　十二月常陸ニ御幸ス
三年正月朝儀ヲヤメラレタ上天皇ノ〜ヲ上天皇ニ奏ス
ヲ〜ル　三品刑部親王ヲ知大政官事ト云官位

授〜国政ヲ親〜シ給ヒ八天皇の殺文ヲ　四月
右大臣河御御主人薨ス　十二月小持統天皇ヲ飛
鳥岡小大葬ス　帝王大葬の始ヲ
慶雲元年正月右上麻呂ヲ右大臣ヲ七月遣唐使
栗田真人帰朝ス　田二十町米千石ヲ賜リテ勞ス
波人大唐ニシテ則天皇后ノ見ヘ　藤徳殿ニ宴ヲ賜ル
文才聡敏勝テ〜衣冠シテ参内ス威儀神妙ナリ
〜天朝の書ヲ記セリ
二年流国仇僧疫病〜クレバ醫薬ヲ賜リテ也ヲ
救フ
四年正月渤海国人錦部刀良流渤海国人許紀形見
等小衣服并小塩米ヲ賜ル也八天智の御時百済の

加賀の中にありて唐人に生捕を四十餘年委國に
ありて霍公真人に法を授く 明朝せり 六月天皇崩
御し給ふ御生れつきの中なりしに仁愛なり
学問を好く詩を作り文射藝ともに備はる御義
まづふ二十六在位の始四年八年号なし
大寶三年 慶雲四年合て十一年なり孝德天皇の
大化より年号始りしかども其後武八年号を立
或はたえたれど大寶より後は年号絶ることなし

四十三代

元明天皇 女帝 天智の娘 持統の妹 草壁皇子の妃 文武
の母なり文武崩じて其子聖武幼なければ文武の
遺詔によりて元明即位せ其明年の春武蔵の國
より和銅と銭を献ずるによりて即ち年号に用ひる和銅
元年三月石上麻呂左大臣となる藤原不比等右大臣
となる
二年三月法興城後の京師なれば将軍を遣して
之を守ぐ 六月新羅使金信福来ぐ貢物を捧
ぐ藤原不比等等之に對面せ信福日本の大臣に遠
を拜ぐ拜せ
三年三月都を平城に遷せ此遷都のことは文武の未
の年より其沙汰ありこれにより内裏成就せり藤
原不比等興福寺を平城に遷る平城は奈良なり
四年太安麻呂古事記を撰ぶ
六年始く法興の國を分て出羽國を置

六年丹後と合て丹後と称し伯耆と合て安房と称し日向と
合て大隅と称　同年諸国の風土記を作らしむ　此
記は国々の郡郷山河原郷并に其土産草木鳥
獣に到るまで有のまゝ其国々々に有る所
の物語まで書のせらる　又信濃と安房と堺迫せば
くけれども仕来旧例なりとて如何なる所と聞て
過ぐしし
七年大和国より孝行の者二人あり親に其人為を称る
まで公役を免す　惣じて此法い孝子順孫義夫節
婦のさゝへあるをバ賞せらる
八年天皇位を沖姫元正に譲り太上天皇と稱す
在位八年　年号和銅

四十四代
元正天皇女帝　元明の姪文武の姉なり元明の譲り
をうけて即位年号を霊亀と号す
霊亀二年高麗人千七百九十九人を武蔵の国に遷
し其所を高麗郡と号す　同年多治比縣守を
遣唐使として藤原宇合を副使として吉備大臣
阿倍仲麻呂十六歳二人共に学問の為に遣す　阿倍
仲麻呂十六歳にして二十三歳なり　阿倍
養老元年三月右大臣長屋王を左大臣に麻呂を右大臣に
近江国へ行幸山陽南海道の国司有りつゞき
て紀伊国へ行幸東海東山北陸道
の国司有りつゞきて難波に奏す　摂津国當麻郡

多度山の泉のこれをとりてひねりあらばひ
ぬべきなりとふれりと聞きてあらばあら
まし念入をと歌成ハ色小淵されハ白髮も黑くなり
ぬけて万病も平生し眼精も明かなりといふ天皇
泉ところへ行幸ありて泉の水を養ふ〻と仰せられ
即年号を養老と号す 仏教の勝る養老の瀧也なり
二年六月越前と合くに行幸し女房に
十月多治比縣守大納言より向る 同年右大臣藤原
不比等に命じて皇子律令者十卷と作せしむ
四年六月一品舍人親王日本紀三十卷を作り奉る
神代より持統天皇まで迄を詳に記せり舍人ハ天武の
子なり 八月右大臣藤原不比等薨七歳六十二太

政大臣正一位を贈られ文忠と謚す 淡海公也なり 舍
人親王を知太政官事として政を行はしむ
今年大隼人の集人法興の蝦夷謀叛をなしバ東西へ
將軍を遣して平げしむ
六年正月長屋王を右大臣とす 明經博士并小才藝
ある者を抜てるまふ 十二月右大臣天皇元明崩ず歳
六十一
八年正月天皇位を聖武に譲る右大臣天皇と号す
在位靈亀二年 養老七年合て九年

四十六代

聖武天皇 文武の太子なり母ハ藤原夫人宮子と云ふ
贈太政大臣藤原不比等の娘也 文武崩ずるとき聖

武智麻呂をふりて郡領せしむ　元明の代より十四歳
まで右京職をつとめ　元正の代より政をあづり用なるを
うたがいなくて播磨をうけて任ぜらる
神亀元年二月右京長屋王右大臣となる　十月紀
伊国玉津島弱浦に行幸
四年勅使を諸国に遣し国司の政を糺し人百姓
の苦患を問ふ
六年渤海使着して貢物を奉る渤海は高麗の部類
なりとかやいふ高麗の滅ぶる共ながらの
ものと渤海国とは号す
天平元年正月右大臣長屋王逆心の聞ありければ
式部卿藤原宇合等を遣して長屋王の家を囲む

又舎人親王等を遣して兵庫を固めしむ長屋王自
害す其妻子皆絞さる長屋王は天武の孫高市
皇子の子なり　八月藤原光明子を立て皇后とす
光明子は不比等の娘なり天皇は不比等のなかの孫
なりとぞ又聞すれば藤氏の繁昌始めより起りぬ
二年正月百官を宴し仁義礼智信の文字を礼ふ
ゆえなりとぞ　二月釋奠勅使を大学寮に遣し博士等に労ひ
物を賜る　四月始めて施薬院を立て民の疾ある
ものをめぐむ
四年多治比広成を遣唐使とす
六年藤原武智麻呂右大臣となる右大臣等の長男なり

次男を房前と云、次男を宇合と云、其四男を右京大夫麻呂と云
七年二月多治比広成大使として渤海国に遣はす、玄宗皇帝に
謁して名を天朝に奉ずるの礼備はる、渤海
の朝して書物其外物を献ずるの類を并て九樹の像をも持て来る、在唐の間二十
年に及て今年夏より秋に到て天下疫癘
流行して病死する者多し、仍て光明皇后
かさなる公の疱瘡なるべし　十一月一品舎人
親王薨ず、歳六十、太政大臣と贈らる
八年南天竺僧菩提林邦国僧仏哲来朝す、同年
従二位葛城王に橘姓を賜り名を諸兄と改む、橘姓

もより初る
九年四月参議藤原房前卒す、歳六十七　七月
参議藤原麻呂卒す、歳四十二　同月右大臣藤原
武智麻呂薨ず、歳六十八、其病中小正一位を授けられ
右大臣に復せらる　月を重ねて天皇の舅なり、其年四
十四人、八月右大臣寺の五重の塔
人　同年八月十日、薨逝す、武智麻呂の家は
南にあるによりて南家と云、房前の家は北にあ
るによりて北家と云、次男なれども此人の子孫繁昌
して今に至るまで栄家は式部卿宇合卿を第一とす、式家
ある人まく名を異国まで聞せり、麻呂は右京大

夫と為りたりて京家に云ふ世藤原氏の末葉
なるべしといへども沿世已家うせぬるかな
天皇の御母藤原大夫人宮子久しく疾かりしく
人小連こしたり此年の冬皇后の御方も僧正
玄昉と一目御覧じて快く笑ひたまひて大喜び
もなくふくふく對面あり上下貴賤皆驚る
よりて綿布を玄昉に賜る
十年冬月御娘阿倍内親王を左子に立らる参議
天皇皇后天皇皇子一人ありしかども早世に
よりて遠嶋諸兄と右大臣に任ぜらる
十二年八月大宰少弐藤原廣嗣上表して時の政
の得失を中し下道真備僧正玄昉世を乱る

間これを除んと奏す
これよりて大野東人を大将軍とし紀飛麿を
副将軍とし諸国の軍勢一萬七千人を添へ又佐伯
常人阿倍虫麻呂小呂千人を添へ相たる廣嗣を
討しむ伊勢大神宮へ勅使を立られ奉幣し祈請
せらるる所の国々へ軍兵を遣し守しむ廣嗣は
肥前国遠所の郡に城を構へ板横に立籠る出張て
十月大将軍大野東人板横河を渡て廣嗣が万騎の兵
と合戦廣嗣が前手の兵馬を編て船に河を渡ん
とす常人虫麻呂大弓を放て射られ歩進まず
つゞく若人等六千騎人と帥て進む廣嗣は言を聞て
呼れは廣嗣馬に騎て進む勅使は何人と問ふ

常人集々し給ひ、庚綱馬より下て、我年来朝
廷の勅をうけ、只夷備し玄防を小船あり、云々人、我ハ
何ぞ大軍と記し、官軍小向く戦ひやと云庚綱
答ていはく、しばして進く、庚綱月ゝ六千人を帥ひ
其第細手小六千人、又多胡右麻呂小共と添て
二手小分て、先進む庚綱ハ一手先進く二手ハ回
り、別ぞる内小官軍多小攻られハ庚綱戦負て船小乗
て夫国へ逃ん、其後、肥前国松浦郡長野村小く
官軍の内安倍忌麻呂と者庚綱と生取て刎ん
斬る、後ハ国ゝ勢ハ賊徒ハ庚綱駿馬ハ駕て海へ
乗入ゝ、其霊ハ、ハ、と、なりて、松浦小社と立て
神と崇ゝ、庚綱ハ宇合が子なり、庚綱ハ九の内小

天皇伊勢の国へ約年あり大神宮ゝ奉幣ゝ行て
西濃伊賀と歴ゝ、山城の国相楽郡小都を遷ゝ
内裏と作る、是と恭仁宮ゝ、庚綱が内親の罪と
宣ひ東人仮麻呂常人出麻呂等小任を抜けり
十三年近江国甲賀郡紫香楽宮小約年共ゝ右
大臣橘諸兄と伊勢大神宮へ遣さる
十六年正月ハ右宰府より腹赤の魚と獻る、是より
毎年元日の節膳小出ゝ、十月右大臣橘
諸兄左大臣小任ず
約基ゝて天下と勧進せゝ、盧舎那の金銅大
像と作る
十八年春都と摂津国難波小遷ゝ　十二月紫香

樂宮の寺に始て大佛を造り天皇自ら其繩をひく
天上天皇 元正也 御年あり
十七年四月行基を大僧正とす　八月榮花樂宮
の大佛を奈良に遷す
十八年壬辰朔丙子法隆寺に入唐し四朔の間經論四千
餘卷并に佛像を持て來る天皇紫袈裟を授て
榮寵あり しが河門の行ふそひく事あるにより
人皆惑ひ 河内 飛騨に流す 八唐朝の
怒靈に害せらるゝ
十九年 太上天皇元正 不例なれば二十年四月六
十九歳にて崩御 其遺詔の内に法華經千部を寫
八月釋奠の服器及儀式を定らる

二十一年四月天下飢て餓死多し 行基を召て大菩薩
の号を授る 二月行基病死 歳七十 法隆寺の付
より諸國をめぐりあり 三月行基病死 歳七十 法隆寺の付
屬り 但馬の國に八木道場と云う 歳四十九
寺あり 天皇 基 泥像 作る 陸奥國 百濟王敬福
始て黄金を貢す 當國小田の郡より初る 度なり
四月天皇東大寺に行幸し 北面して佛像を拜
自ら三寶奴と稱す 皇后太子 群臣 婦女 僧尼
見て佛像に向ひ 陸奥國より黄金を出す
と云 これ 天皇 大佛の料に黄金を出
ぬ 此 御 に奥州より始て 出しが大に喜ぶ
五月 入奥州より黄金九百両を奉る 大佛の料に用

ひろ　同月右大臣橘諸兄正一位を叙し大納言藤
原豊成を右大臣に任ぜらる　七月天皇位を辞し
譲り太上天皇と称す　天皇在位神亀六年天
平二十年今に二十六年

四十六代

孝謙天皇女帝　聖武の娘なり母は光明皇后藤原不比
等の娘なり聖武男子なきゆえ孝謙を立て
皇太子備中と称し学問に励む聖武の譲を受て
即位す
天平勝宝元年八幡大神の託宣ありて大和国
宇佐小神宮と称る東大寺の八幡宮なり　天皇も
太上天皇も光明皇后も東大寺へ行幸ありて仏を
繁く拝し経を讀し
二年藤原清河大伴右麻呂吉備真備を遣唐使とす
四年四月大仏開眼供養　天皇東大寺へ行幸百官供
奉其儀式元日に同し　天皇幸より帰る時大納言藤
原仲麻呂の田村の家に入給ひ長屋と称せる
ある仲麻呂の影堂なり彼なり
六年正月遣唐使大伴右麻呂吉備真備帰朝す藤
原清河は大唐に止まり不帰　右麻呂奏聞しなば大
唐よりの時四月元日玄宗皇帝に拝ありて渤海国
の使者に對面の府西の一の座は吐蕃国の使者東の一
の座は新羅の使者なり日本の使者は西の二の座なる
べし大食国の使者は東の二の座なるべしと定まる

其府右麻呂いりて新羅をうつ今小いくさまで日
本へ渡ふいでゝ日本の使者と彼がりゝ言やとは
ゝゝゝゝゝゝゝれハ大唐の將軍呉懷實其色とんて
日本の使者と大食國の人小唐ゝ東の一の座とも
新羅の使者とハ西の二の座ゝ唐ゝゝゝゝ沙門唐僧
鑑真(カンシン)従て来朝て右麻呂右備右位と進ゝゝる
八年二月右大臣正一位橘諸兄逝(ナクナリ)ゝゝゝゝゝゝゝ

武智麻呂の子なり此府橘諸兄の小家臣麻呂と云
者あり仲麻呂が權柄を恨むるあまりこれを怨り
大伴右麻呂等と謀ひ仲麻呂を殺し道祖王
をうたんとて天皇の位をうばんとする逆事豊成
風聞し我仲麻呂と教諭をべし礼をたてべしと
云ひ共用ひ不事露しかば仲麻呂大に怒て
則奏聞し家良麻呂其介同類をとらへて責く
勅して道祖王も罪せる豊成も逆事知らざる奏
聞せざる罪かろしとて流罪せらる的年
八月天皇位を去子大炊王を禁る為親を高野
天皇と号す在位天平勝寶八年天平寶字二年
合て十年

廢帝　四十七代

天武の孫舍人親王の子なり藤原仲麻呂が
ちからひ多く右子の主人
天平寶字二年八月孝謙の譲を受て即位仲麻
呂を大保に任ぜらる大保は右大臣なり淳和初めて
太師仲麻呂其勢猛大藏卿をうけ国の佐とし
て天下無事なり其ひろく氏を惠の美なりなり
並なり又惠美と押勝に礼に報つ功ありとして其姓名を
藤原惠美押勝と賜ふ（後に孝謙押勝と評定して名を
改る也行なわれ小惠美と云ハ誤なり）
十二月大唐に安禄山乱と起て世を奪ひ世日本日本へ少
もかかりて安禄山乱をとげんハ若日本の海上へ
やうぶひきまぶつてもろりがつ而こに其用心と

ものしり知る

二年六月御父帝親王と稱して宗道盡敬皇帝と云

四年正月諸國へ使を遣して其國の風俗を尋しむ

同月天皇及孝謙相構て押勝を法王位に挙け大

師に任ずる大師は太政大臣なり天皇及孝謙度々

押勝の家に行幸あり　六月光明皇太后崩ず歳

六十　八月勅使を遣て藤原不比等の功高く且朝

廷の外戚なれば齊の桓公の例に准じて近江の國十二

郡を以て封じて淡海公と号す　淡海は近

江の事なり又押勝姉妹なりて武智麻呂房前並に

太政大臣と贈らる

六年都を近江國保良に遷す

六年二月押勝に正一位を授く頃日弓削道鏡と云

僧孝謙の寵を近く侍て殊愛甚し天皇御なるべき

に擬らる此ふりて二帝の御中不和なりければ

孝謙保良の都より高良へ移る天皇も又高良へ移る其

後孝謙藤師法華寺へ法基と云位ある者を召て曰

我已に出家せり国家の大事賞罰の二とは

我自決すべし其外の事は當今の帝に任せ

七年高麗の使王新福來て貢を奉る押勝が宅にて

宴を設く

八年九月押勝權をうしなふ云々道鏡が常に孝

謙の御前に侍て其寵愛が上ふることを憤りて

常に心をしたがひて私に大政官の印を用ひ

軍兵をあつめ用心しければ孝謙もと聞くゆゑ
山村王を遣して其印を取収しむ押勝其子刑部麻
呂をして此を奪しむ渤海使四麻呂初て渤
到儒麻呂と射殺す押勝又矢田部老をして甲冑を
着し馬にのせて山村王をとらしめ紀船守初て兵
て矢田部老を射殺す
刺る押勝其同類と石川道江国へ走る藤原良
継等の官軍追然不ふく会戦す高麗三尾勝
もて仮伯三郎をとく云る官軍押勝子真光等と
年の刑より中の刑まで殺く官軍かつてれる者へ
藤原蔵下麻呂新手ふく馳来る三郎と又進む兵
の法大将も水流より攻かりてれば押勝が兵活ちぬ

其妻子と共小船のうへにる所と官兵石村々主
と云者押勝を生捕て射斬其首を京へ送る真光等
以下兵徒党三十餘人活一所にて殺る又道祖王
の兄塩焼王も押勝同類の用へありふりて同意せる
押勝の兄豊成兵罷とらめて呼ばれ
大臣とも又道鏡と大臣禅師として政を行りしむ
十月孝謙山村王等を遣して内裏を囲む賞今の帝と
押勝と同類として孝謙と害せるの謀ありとして帝位を
ひとろ渤海国（流也在位六年なり孝謙の天
平寶字の年号を用ひて別小年号を立ず明年
渤海国ふく崩せり後嗣寶八歳なりなるべし厳三
十三渤海の廢帝なり

四十八代

稱德天皇 女帝 即孝謙なり廢帝を押のけ再位を踐
其重祚を稱德と云なり皇極齊明一帝なれ二号
ある例なり
天平神護元年十月道鏡小法王政大臣禪師の位授
授て文武百官をして拜賀せしむ　十一月右大臣從
一位藤原豊成薨七歳六十二
二年正月藤原永手右大臣より任ず吉備真備を大納
言とす　十月道鏡小法王の位を授く藤原永手と
右大臣吉備真備と右大臣とす此人唐に入唐し博
学の誉あるふりて微賤なる次第小登庸して大臣
小ひらる世小親ある吉備大臣也なり

神護景雲元年二月釋奠天皇自大學寮へ行幸あり
三月越前春澄善繩白山を開く日光山也なり　七月
備勝道始て下野國二荒山を開く日光山也なり
二年七月大學助教膳臣大丘奏開しなる八大唐の天子
孔子を尊て文宣王と謚を御ゝ日本なれも其例小
但也文宣王とゝ中ちんとゝ者小則勅諚也ゝ　十一月
始て春日神社を大和國三笠山小立ゝ武雷命
天兒屋根命齊主命姫大神を祭る
三年正月道鏡内裏の西宮小廣り大臣の下法小仕
二月右大臣永手ゝ宅小行幸又右大臣吉備ゝ宅へも行
幸あり　六月天皇の妹不破内親王八塩焼王ゝ妻なる
塩焼教されて後其子氷上志計志麻呂と密謀し

天皇とのろひ給ふ故に疫病おこりて民間は京中を
過ぎられ志賀志麻呂八丈の國へ流さる　九月
大宰府の阿曽麻呂と云者道鏡が威勢の強きに依
て云くらびへつらひ宇佐八幡の託宣と称して道
鏡を帝位に即しめば天下泰平ならんと云道鏡悦び
天皇に申して天皇道鏡を愛する事甚しいとて
帝位のことは私なりぬることなれば宇佐へ勅使を遣
其神託を聞せて決せんと宣ふ道鏡強て申て
天皇和氣清麻呂と云て召て八幡大神愛の告あり
汝を勅使として宇佐へ遣せ　敬て神託聞
ゆて聞れしと云清麻呂御前を退て直に道鏡人に
ちりぞけくさやきて八幡の勅使は我に帝位を

譲らるべしと申し八幡大神は閑にして心を
澄まして仰く神託を聞へし汝が在事ありて我
即位せば汝を左遷して国の政を行へし　若
此事聞くは童子に成ふべしと眼をいからし
刀を手にとりけるとぞ清麻呂宇佐へ参詣し
國家の大事なり敬ひ託宣ありしも事の外八幡
かゝる形くはいの不思議を示し給へ初念に成
大神怒り長三丈ばかりの形を現して影向あり其
光り満月のごとし清麻呂伏拝して仰ぎ見ること
あらばぞ神託を白く我國の天つ日嗣は神代より
代々皇胤の外に立ることあるべからず此度
の者とや汝聞てありのまゝに申べし道鏡と異て

こゝろざしれとゝく清麻呂元来忠節の者なれハ神託
肝よ銘して都ふ帰りて番用て道鏡沖和よ侍く椅
子ふよりかゝり清麻呂と呼く神託いふと同清麻
呂ハも論ゝいぞありのまゝ奏聞て天皇もいと
興なく思召て道鏡大ふ怒て眼の色ハ血のごとく
赤くなり其面或ハ青くなり或ハ赤くなり大息ついて
清麻呂と睨ゝ中しゝるハ彼ゝ心を汲く神託成
旨りて中ゝなるべしくせごくなり死罪ふ處ゝべし
天皇死罪まぞいふとなるべかりし間ハ道鏡怒て清
麻呂が名と穢麻呂ゝつけかへて其ゝの筋をたゝて
大隅国へ流ゝ姫沢ゝく清麻呂と称ゝべしく道
鏡いりなれども其ゝ節雷雨甚ゝしくなりふ

うふ和使来て死罪となるゝし清麻呂ゝの筋とた
なるゝく行歩叶ハぬ間ハ宇佐ハ幡へ参詣ゝれハ
不思議のこゝもありて其ゝの筋忍ちなりく
行歩本のごゝくなりゝ清麻呂ゝ忠節とあるゝく藤原吉川
其私領ありゝる分ゝく清麻呂が死不へ賜る
同年十月大学寮府の學校大学ゝ設ゝ三
史なりゝて而ゝの中奏聞ゝなりて史記
漢書後漢書三国志晋書と賜る
四年二月天皇河内の由義宮ふ行幸あり道鏡非常
の恐ゝ食物と奉る　同月都へ還御ゝ六月
より不例ゝく様ゝ御薬ゝゝしれども験なし

群臣謁見せらるゝ道鏡弥ほゝひゆるす人
名あらゝぶし　八月天皇遂ニ崩御ありて歳六十二
年号天平神護二年神護景雲四年合て六年
称の十年と合て九在位十六年なり左大臣藤原永手
右大臣吉備真備等相談し皇子の内誰を即位せ
たゝまつるべきと云群臣中にて区々なりしに藤原
百川と藤原良継と策を合せ永手をそゝのかして白
壁王を立てたてまつりて道鏡ハ稱徳天皇の陵の下
小屋に左遷し永手等がとりはからひ下野へ流し
薬師寺の別当として世を墓んとする悪人なれども
先帝の御恩深き者なるふりして犯罪を免せんと
奏聞し国ゝ病死せり和氣の清麻

呂を都へ呼返す

四十九代

光仁天皇

御名を白壁王と申す天智天皇の孫施基
皇子の子なり聖武稱徳ハ位へて大納言まで昇進せ
稱徳天皇崩御の後永手并小百川等がはからひて
思の外よ即位ハ時ハ厳六十二柳壬申の乱ハ大友皇
子討れて天武即位ありしかハ天智の子孫ハ衰て微
微なりしがうたゝ幼なりて天武の孫ハ絶て天智
の嫡流王統を継り賞亀元年十月従一位左大臣藤
原永手小正一位を授くこれなりさき橘諸兄恵美
押勝正一位ハ進むと今永手と加て三人の外ハ存せの
内ハ昇るなり　此以後ハ皆勝位なり　十一月御又

施基皇子と田原皇子と縊せ　十二月永手小山撫
國の内二百町の郷とたまはる
二年二月右大臣永手薨せ年六十八淡海公の孫房
前の子なり　三月右大臣備真備致仕せ大中臣
清麻呂と右大臣藤原良継と内臣とす　十一月
大嘗會を行ふ香河國と山機と因幡國と須岐
とも其儀式せしく備はりぬ九大嘗會八帝王
一代に一度行はるる大礼なり
三年渤海國の使者臺萬福来て貢物を奉る其表
元礼なりしを臺萬福来て貢物を奉る様く謝ぬる
よりて返納を賜る　天皇の后と井上内親王とを
其産るる子を他戸親王と云ふ立て皆皇子とす天皇の

第一の皇子を山部親王と云ふ赤斐藤原百川山部と
右子せしをほつして諸をめぐらしかりと云ふ
井上皇后天皇を中宮に立てほつして滿ふ天皇とのろひ
他戸右子を早く即位せしめんとする事顕れ
百川参用して皇后及び他戸右子をとがひとろせ其
後何もの皇子なりしを沙汰なり百川第一
の皇子なれば山部親王なりしかども天皇女
潤人内親王を立んとす寧ふ藤原濱成八山部八母いと
なれハいかなり第二皇子稗田親王なりしと云ふ
百川右子の位八母の賤よりぞと云天皇なりひ
て災せぞ百川歯とくひなりて殿形ふ立て四十
餘日の間ぞ臨りぞ右子の定りと用ぞん八退ぬ

さてさてしばしば思つめる氣あるなれば天皇も止
こゝを消そうして許容し給へ山部と云く古ふるとも
時の人百川が二心なきこゝを感じて年を歴て井上
皇后も他戸親王も沒辛して井上の怨靈彷彿なり
しかしこれ侍るなり
六年十月吉備大臣薨ぜ給ふ　十二月陸奥國の
夷賊りゐれ八鎮守將軍大伴駿河麻呂其根城
まで攻破り色と半げく功ありふりて勅使を
遣して慶賞せらる
八年正月内臣藤原良継と内大臣とも其位右大臣
の位ふ上り此年伯仲今毛人と遣唐大使とも小
野石根と副使とも今毛人路次より疾と稱じて

行ぬ石根假ふ大師しかりて發船せ孝謙の時ふ
藤原清河大使とかりて入唐し彼地ふ留て唐り
ざりたりて度く迎船と遣はしたれども唐帝
これと愛して帰しかへさず渤海も勅書と清河ふ賜り
帰るべきの名作せ遣さるれども終ふ渤海せず清
河八房前の子なり河清仲麻呂八元正の時吉備
大臣と同く入唐し彼地ふて秘書監とかふ官ふ
升り名と晁衡と改む又朝衡とも云晁卿とも云
李白魏萬王維包佶等とい人名高き輩と交と
ひとしく其後歸朝しかるとき明州の津まで日本の
方と望て天の原ふりさけ見れば春日なる三笠の山ふ
出し月かもと詠じかるとかん海ふふく風ふ

て水ふ浮せて沈つる人或は仲麻呂も清
河も同く西朝せしが風に逆く安南国に吹つけられ
奏すり又清河国道に大唐に到り七十餘人病
死せり清河も大唐に病死せり　九月内臣藤
原良縄等を送人八宇合の子なり押勝の私小軍功なり
九年正月侍従五位以上の者とあて宮と称け被物と
賜る　三月大納言藤原魚名と内臣とを　十月遣唐
使第二船第四船帰朝せり小野石根と唐使趙寶英
等の乗たる第一の船は風波に逆て海に沒せ畏し
遣唐使の変なる時は大使船副使船判官船主典船
とも大船に艘に遣さる
十年正月藤原魚名と内臣とを

五月大唐の使孫興進秦恵期等来て進物と獻て内
裏に饗応と設ける中納言石上宅嗣其接待役
なりて宅嗣は文才ありて人なり其後右大臣大中臣
清麻呂館へ唐の使者を招き饗を設く綿三千
也とたまはりて帰朝せしむ　七月参議中衛大
将藤原百川卒す歳四十八天皇哀を垂る事情
たまふ沙弥宇合の子なり
十一年正月唐使高鶴林并に新羅の使金蘭蓀等来る
宴を設け禄を賜る　三月陸奥国の夷伊治砦麻呂礼
と称し按察使参議紀廣純と称し国中の官物と
掠し大伴益立紀古佐美等の官兵と奥別に遣さる又出
羽へも官兵を遣して守しし諸国より兵粮を多く

陸奥へ運しむ　九月藤原小黒麻呂と奥州討ものの
大將として夷賊やうやくうちたひらぐ　七月
天應元年二月米十万斛を陸奥國へ賜造す　三月
天皇不例　四位と皇太子山部親王小殿を即位せしむ
桓武天皇元年より使を伊勢大神宮へ遣し即位を奏る
六月右大臣大中臣清麻呂致仕す　内大臣藤原魚名を
右大臣とす　八月藤原小黒麻呂奥州の賊を平げ歸
京　正三位を授る紀古佐美等も軍功ありて賞を
蒙る　大伴益立功なきによりて位を奪る
十二月光仁天皇崩ず　歳七十三年号寶龜十一年
天應一年在位合て十二年

五十代

桓武天皇

母は高野夫人とも高野乙継の娘なり天皇始稱德ふ
位へて從五位下大學頭ふ任ず　光仁即位の後四位の
侍從となり中務卿ふ任ず
寶龜四年ふ太子となる
天應元年ふ即位ふ光仁第一の子なり山部親王と号す
延暦元年閏正月因幡守氷上川継謀叛し内裏へ
攻討せんとする事ありて伊豆國へ配流せらるる川継は
天武の曾孫塩焼王の子なり母不破内親王は淡路國へ
流る　光仁崩して諒闇の間なるふりて犯罪と宥て
流罪す　月卿雲客の間甚間親親なる者皆流罪せ
らる　五月宇佐八幡宮神託ありて大菩薩と稱す

とゝ〳〵　六月左大臣藤原鳥石罪ありて宮とやあれ
筑紫へ下向す　七月長岡教免ありて歸京して薨す藤
原田麻呂右大臣となる此法は右大臣なれども右大臣
一人なりしに左右並置もて大納言なる人右大臣に
改小頭る
二年二月右大臣藤原田麻呂薨す　歳六十二（宇合の子なり）
七月藤原是公右大臣となる
十月交野に行幸して鷹狩あり
三年二月山城國乙訓郡長岡の地を見定　六月より
内裏を作り　十月天皇奈良より長岡へ行幸あり
賀茂明神へ奉幣し都遷のことを告る此神は山
城の地主なりとぞ

四年八月天皇奈良へ行幸　早良太子右大臣藤原是公
中納言藤原種継長岡の留守なり天皇常に遊猟と
なして政をなさず任せらるる種継は天皇の近臣にて内外
のことを総べ行ふ長岡へ都遷のことも種継が進めなす
ところなり武内宿禰子孫奏して佐伯今毛人と参議に
種継佐伯氏は参議に昇る家なれば佐伯氏これを
怨みて云へらく宿禰子孫なり怨て事に触れて種継と
争さんと奏す天皇怒りて種継を流罪に処せらる
宿禰子孫なり　早良太子の奈良へ行幸なるとき
とゞまり大伴竹良と日嗣ぐべき種継の家へ
遣はし竹良は種継の家に流罪に処す都遷のみぎりに家造りも
まづ〳〵にて種継獨のみ流罪なるを怨て夫を放つ

あやまりて穂積臣忍勇を射殺しまつる即ち死せる天皇大ふ
驚き怒給ふ長屋王を問ひ糾して絶人竹良を捕へ穿鑿
し太子の不知るまじきなりとのたまへば逆鱗ありて太子を
流罪に処し給ふ断食し給ひ遂に流罪に処せらる藤
禮と称ふ絶人竹良等は斬罪し長屋王の方に侍る
者流罪せらる穂積臣正一位右大臣を贈らる哀悼
惜くたまふ力なり長屋王の霊たりとなん
宗道天皇と謚を勅使を天智天皇の陵に光仁天
皇の陵に遣はし太子と慶ることを申さる　十一月
沖子安殿親王を太子とたまふ
五年正月従三位右衛門督坂上苅田麻呂卒す歳六十九
此人うまのかみ遣はし内裏の守護たり田村麿の父なり

六年十月文野小行幸大納言藤原絶繩が別業を
御座所とし絶繩を勅使として天神を文野に祠
らしむ光仁天皇より奉らる
七年正月太子元服大納言絶繩中納言紀船守沖冠を
加へ奉る　二月故藤原百川が子緒嗣十六歳にして沖冠
小さひして元服百川が為功を作せるに沖冠なりて
掃部の賜のあり位を授け封戸を賜ふ　七月
前右大臣大中臣清麻呂薨す歳七十八　十月奥州
の夷賊叛りたれば参議紀古佐美を征夷大将軍と
なして奥州に遣はす坂東のこしの国に作せる
此年僧最澄始て比叡山に庵を作せる
堂を建最澄は傳教大師なり

八年奥別夷賊ちびてひろて法くなる　六月大将軍
紀古佐美諸軍を率てこれを討副将池田真枚安
倍墨縄等先戰て敗軍を夷賊勝よのる官軍大
小破て或八数され或八川に溺て死る者二千人許
なるつ　十九人討もてり　九月古佐美等歸京を
大納言紀船等勅を承く太政官に召て其罪を糺
明し奏聞しなれば古佐美八赦免せらる真枚墨縄八
官を奪る　右大臣藤原是公薨ぬ　歳六十二　武智麻呂の孫
九年二月藤原紀船右大臣となる　三月東海東山諸
国小部して兵粮十四万斛を調へ大宰府に送て鉄冑
二千九枚を造しむ奥別の夷を征せんためなり　八月統
紫創艦を其民八万千余人に物を賜て賑しめくむ

十年正月百濟俊哲田村麻呂等を東海東山に遣
わして軍士を召つのる武具を調へしむ　七月大伴弟
麻呂を征東大使に　俊哲田村を副使として奥別へ
遣わす
十二年正月大納言藤原小黒麻呂右大辨紀古佐美并に
僧賢憬等を遣して山城国葛野郡宇太村の地を
見せしむ此地は都を遷そうとて内裏を造る遷
都のことを賀茂明神に天智天皇山科の陵に光仁
天皇田原の陵に中臣
門安倉門葦鍵門藻壁門待賢門陽明門達智門
談天門鄰芳門等を諸國に分ち課て之を造しむ
九月菅野真道藤原葛野麻呂を新都に遣しく

百官の宅地を分ちしし

十二年十月難波新都の内裏成就するにより天
皇行幸あり此時左蒼龍右白虎前朱雀後玄武
四神相應の地なり長山川麗しく四方出入の道
宜敷ければ百王不易の都なるべしとて平安城に
号せり又其長七人計なる土偶人を作り鉄の甲冑と
きて鉄の弓矢を持しめ帝都を守護せ
小都をかためとすることあるべし守護神なるべし
勢て東山の上に西向きに立しめ今の將軍塚
是なりされば國家に変あるときは必鳴動すと云
伝へあり

十三年正月芹川野小遊猟し天皇常に猟を好て京外畿

内所々行幸　七月右大臣藤原純繩薨す歳七十
豊成が子なり此大臣文武の才あり續日本紀に菅野
真道と此大臣と二人の撰なるところなり中納言紀
古佐美と神王とを大納言に改とられしも此人
東寺と建られる此年藤原伊勢人と云者鞍馬寺を創
む又勒操と云る僧始て法華八講を執行ふ
十六年冬紀古佐美卒す　十月近江国高下坂と田
村麻呂と征夷大將軍に成て久く奥州にありて軍
勞あり而へなり
十七年七月坂上田村麻呂清水寺を造る　八月大納言
神王右大臣となる
十八年二月從二位民部卿和氣清麻呂卒す歳六十七

十九年三月十四日より富士川を渡り駿
河に攻入て其勢ハ雷のごとく虎の
ごとし西のぼり山下河水皆紅なり　十月田村麻
呂に命じて坂東に金数を奥州へ賊を追撃せし
二十年二月監試対策あり菅原清公題を出して
文章生の才を試し清公ハ宮廷相の祖父也
陸奥国の夷賊高丸と云者達谷窟より起り駿河国
清見関まで攻る征夷大将軍坂上田村麻呂節刀を
賜り進発す高丸退く奥州へ引籠田村麻呂奥
州へ攻入義経神楽岡に云ふ高丸と射和
又恩賞王と云賊とも年く奥州へ走る田村麻
澤郡に入幡宮と建其ゆ夫等と綱め又達谷窟の

那に山城の鞍馬寺を仏像と安置
十月田村帰京し高丸ハ天皇の御と云て近年敕
度奥州へ礼ゆく田村今度悪く退治て其功大
なりとて坂上と授ける
二十一年春又田村と奥州へ遣し胆澤城を造しむ
七月に田村功有て夷の張本大墓公盤見と云者
降参し高丸と逃て来る海に入と免し其徒悪徒
ちりぬるとて夷金城国へ引籠田村中されて
ども高頼国の夷なれハ見ちらへ〳〵そして二
人より斬罪せらるる天皇神泉苑に幸し在原
神王と戦し藤原緒絶と者戦に任せ成北
九天皇太子群臣に向て彼厳門に公卿

小引て人あやしむべしとうれども彼文石ノ功ふかくぞんハ
我那位しがゝし故ふ其因を糾く如海し空ふ
二十三年遣唐使と為て藤原葛野麻呂大夫ノ石
川道益副使ノ石ノ菅原清公判官ノ石ノ朝野鹿取録
事ノ石ノ四人ノ石ノ才学ありし沙門傳教も脈を治て清
公と同船入唐ス備宝海も未法の石ふ私ふ葛野ノ
船ふ乗て入唐ス宝海ハ弘法大師のことなり葛野と
或ハ賀能ともいふ去年殺船をいふ葛野ノ船
難波津よりく風ふ逢くく損ぜりの石ふ一年延引
二十四年春天皇不例ふよりて法醫薬を獻ずれ
ども験なし法社も祈念せらる又早良ノ石の石ふ
寺と淡路ふ建法因ふ庫と毛年貢と納く其因忘

及奉幣の料ともて祈怨霊とをぐさめらる　六月遣
唐使等帰朝　七月葛野兼内位ノ石より位ノ石ふ
叙せらる菅清公も六位ノ石より位ふ進む副使道益ハ
明ノ石ふく率も賜位あり傳教も帰朝ス天皇の法
と相待て多紙異朝ふ渡やり弘法ハ医術して帰
朝ス　八月傳教と内裏ノ石仏像及経論を奉る
九月傳教ふ勅して灌頂を行ひ
二十六年三月天皇崩ス歳七十年号延暦在位二十
六年

五十一代

平城天皇　桓武の太子なり御諱安殿と云母ハ皇后
藤原乙牟漏と云内大臣良継ノ石娘なり此帝ハ学問と

始て辞をもよく作りたる人なり桓武第二の御子
神野親王と云ひしそ
大同元年六月大納言藤原内麻呂を右大臣とし兼て
観察使と始て置る諸国議の官とす
六月朔日右大臣藤原葛絶小正一位を授て賜る
八月弘法帰朝真言の法を伝へ来る橘逸勢と云学
生も同時帰朝也八幡書て名と異国より殊なり
二年正月遣唐使の持来もの物と桃木の香椎宮并小
諸山陵へ奉りる香椎八神功皇后の廟なり山陵八代々
帝王の御墓なり　四月近衛府を右近衛府と改め
中衛府を右近衛府と改め右大臣藤原内麻呂を
右大将と兼しめ中納言坂上田村麻呂を右大将

と兼しむ也右大将相撲始なり禁中警衛其外武
官のことハ皆大将のさだめなり大臣小相撲せる重職
なり　八月神嘗并小廣国の物を伊勢大神宮へ奉
る天皇の御ハ伊勢親王と云あり桓武の寵ふかし
此年十月藤原宗成が勧めふかくて謀叛の志あり右
大臣内麻呂也と知へく宗成を捕へ白状しれ
も右中将安倍也推右兵衛督巨勢野足小宮兵と指添
親王及其母藤原夫人を捕て川原寺小押籠飲食
を断れも親王も右中将と兼て宗成流罪せらる
大納言藤原雄友ハ親王の流る事ハ解官の者多し
二年六月出雲廣貞と云る官醫大同類聚と云る

書一百卷作て献る　十月大嘗會を行る去年行る
べきれども伊豫親王のことふまりて延引
四年二月右兵衛督藤原内麻呂小梁の朝臣を遣こと以
ゆるす　天皇即位以後朝政を自ら聽たまふこと
懈ることなし四方より捧る新物を親ら嘗給へ次第に
用ひて文物せること今春より行はれまりて四月位を去ふ
藤原　在位四年　年号大同

五十二代

嵯峨天皇　平城同腹の弟なり沖縄を神野と云
大同四年四月平城の譲りをうけて即位す平城を
右上天皇と崇め平城の子高岳親王を立て
同八月小右上天皇小朝を朝覲の行幸これより始る

十月右兵衛督藤原仲成を遣して右上天皇の居所に
奈良小路に出し右上天皇還り給ふ平城宮
と中をたがひ仲成八右上天皇の近臣なり
弘仁九年二月始て藏人の官を置く巨勢野足藤原
吉岡藏人頭となる　四月渤海使高南容来る鴻
臚館にて饗を賜り彼國王より書を賜りて帰しむ
九月太上天皇の命ふまりて都を奈良小遷さるべき
沙汰ありこれ以ようて京中騒動せこれ藤原仲成が
妹尚侍薬子と云者右上天皇小寵愛せられ奈良小
ありけるが仲成其威を恃て權柄を振んとて偽小薬子
を以て右上天皇へ申しるハ藏人の後者事沖縄小
但平氏源氏ありて再沖縄小遷りなるを沖縄小

やく働し奏上同心まことに藤原の仲成卿
なるべくこと所にかくるべし 汝ハ仲成に任ずべしと
思ひ奏上の仰を称して都遷しのことを云出し
て世を騒がすもし天皇聞こしめ先伊勢近江東
海の間をたちしの仲成と捕て藤原の罪をかぞへ
平安城ハ萬代不易の都なりと極成定めらるる
而小今藤原奏上の貴をいつはり遷都ふこと言やた
世を乱らんとすと思ぶ宮中をおびただしく
仲成藤原の宮住と奪ひ中納言坂上田村麻呂を
召て大納言小進の禁中を護しむ奏上を聴て
大忍て鎧用紀門の兵を駆川より河内へ
赴んとて藤原の同じ輩ふ来て奏上をかうる天皇

此事を聞て田村麻呂を大将として兵をつかはし
田村麻呂ハ宇佐八幡宮織文室綿麻呂を相副る那ち
宇治山科淀の道を遮る仲成ハ伊勢へ流罪に決
あるしの兵衛ハ左ハ近衛ハ右ハ新羅せ給ふ奏上驚恐不ことく
宮兵を以て防せんとすれ共又高良の宮へ還く
禁を制して入道て藤原の罪ハ重とさとりて藤原
自害せ其同親王遠流せ給ふ高岳親王と位をゆづり
つて佛とかりて弘法の原子とかり名と真如と改し
天皇御弟大伴親王を立て皇子とし御猶有智子内親
王と賀茂の齋院とし伊勢の齋宮小野宮を齋院の
位をかり皆親王八才藝をゆたれてよく清と仰もり
二年四月渤海使者来る

六月大納言大将田村麻呂

遊云天皇甚感ぜしめたまひて絁布糸等を多く賜て
宇治の郡栗栖村に葬りしむ初新ふりて甲冑鎧
鉾弓矢を棺の内に入て城の方に向て立葬せ
必人数を骨柄たくましく力の長ける人八寸胸板の厚さ
一尺人二寸眼は鷹のごとく髭は金線のごとく怒るときは
鳥獸も恐れかくる戦慄せしめつるとぞ記
されける　十年四歳　十月奥州夷賊叛る文室綿麻呂
を遣して是を平く軍功ふかく浪速と換る
二年二月神泉苑に行幸ありて花を御覧じ詩を作る
ちなみに新宴をもよほす嵯峨天皇学問を好み詩を作る文
筆道をこれを初むる　文雄遊猟を好て大原栗栖水生
文野狩川大堰川方々に行幸あり　六月紀廣
濱河郡真勝等をして始て日本紀を續しむ　十月
右大臣藤原冬嗣薨ず　歳六十七　文室綿麻呂を賜る
十二月其子参議を綱を右近衛藤原園人右大臣に任ず
藤原園人右大臣に任ず
四年二月右子の宮の南池に行幸文人詩を賦し右
大臣に献ず　六月文室綿麻呂征夷将軍に任ず
此年の冬奥州夷賊叛る小野石雄牛羊の幸を以て
鎮ふ都て是を討平く
同年藤原定綱弘法に相法して興福寺の南圓堂を作る
六年二月定綱同流の綿ふ行幸御製の詩を賜る
六月皇子信に弘に常に明に四人并皇女四人に源姓
を賜る皇女源の姓を賜ること是より始る　六月中

智郡百姓親王右大臣国人等小和ゝして姓氏録を撰ハ
たゝし近江国の橘口百束を傳授ふ賜る
六年正月渤海国使者王孝廉朱朝を国裏ゝて宮を
賜る孝廉詩を献ゝて祝ゝする孝廉ふ次左と授
られ渤国　　月近江滋賀行幸　　七月橘夫人嘉
智子と原ふ与る檀林皇后なり
七年二月嵯峨別館行幸文人とゝく詩を作しむ
六月弘法紀伊の野山を開く入定の地なり
九年月内裏殿門の額と書及び北面の額ハ宸
筆なり東面ハ橘逸勢これを書南面并ふ嵯峨門ハ弘法
これを書　十二月右大臣藤原冬嗣を蔵人頭と
正一位を賜う冬嗣ハ右大臣の任にやすゝ思ふ

右大臣も右大臣も国ゝて惟仁親王一人を立てゝ皇
太子ゝゝく右大臣も右大臣藤原冬嗣朝政を代
奉行ゝ
十年二月群臣の奏ふよりて初度を造ゝ銭貨の富者の
なくして人ゝとる物を貧者ふ分て与ふ与ふ消費早き
しうりられバ行幸大神宮并ふ丹生明神ふ向ふ行る
秋大ふ雨降て止ぞこれふよりて晴を祈る
十一年正月新ありて藤原氏代ゝの勲功を褒ゝ
周防国蕭何ふ法して封戸を加ゝ賜る　二月近江駿河ふ
住する新羅人七百許渤海国の人民を移し伊豆
国の島ゝ盜て船ふ乗て海ゝ入んとゝ武蔵相模の軍
兵を起ゝく追奴悪ゝく新羅人ゝ殺ゝ　四月大風吹ゝ

嗣勅を奉て弘仁格弘仁式を撰て格は政務の先例を
考へ損益して時宜やうよりかなる條格なり式は年
中定まる儀式なり渡海の僧なり律令格式を加へ
て明法の者學習せて律令格式とりて改と分ひそれ
ぞれ者と律ふて罪ふ分ふ和朝の政法此部
に備まり

十二年正月大納言藤原冬嗣右大臣ふ任ず　六月勅使厳山ふ
登り仏教をして戒壇を建しむ　同年冬嗣勅学
院と立て藤原氏の年ワらる者と此所ふ置て学
問せしむ

十三年六月侍教家を厳中十六天皇挽詩を賜ふ
十四年正月東寺と弘法ふ賜り西寺と守敏ふ賜る

二月賀茂齋院有智子内親王の山荘へ行幸花宴と
詩を賦せらる内親王も詩を作る時に歳十七
三月越前国と分て加賀国とす　閏月天皇位を太子
大伴に譲て冷然院ふ遷り居給ふ　在位十四年
年号弘仁

五十三代

淳和天皇　桓武の子嵯峨の弟なり御諱大伴と毎ハ
藤原旅子と云而ハ川が娘なり此帝学問を好く詩と
仰り又筆道ふ優れ給ふ嵯峨の時ふ立給ふ
弘仁十四年四月譲りとうけて即位嵯峨の子正良親
王と立給ふ嵯峨と上天皇と云て平城とハ兄なり
天皇と云　六月中納言良岑安世右大将と第一しむ

光仁天皇の第五の皇子なり良岑姓を賜て位に本る才藝すぐれたる人なり和歌藤原百川小黒麻呂正一位を贈る
九月廿七日天皇 崩御 崩御へ還り給ふ行幸の儀式を用ひらるべし常今より作せらるべしとの詔あり
つゝて車を用ひて御馬を京に用ふ 十月大嘗會を行はる 十月前右大臣天皇平城京に入て遊獵
天皇より種々の物を進せらる其供奉の輩も賜ものあり
天長九年夏旱せり 弘法神泉苑にて雨を祈る
七月前右大臣天皇平城第十一 十月侍教の
第子義真を延暦寺座主の始なり
二年二月右大臣藤原緒嗣を右大臣に轉じ大納言藤原緒嗣
を右大臣に右大臣相模を以て左大臣に緒嗣八百川が子
少て天皇の外舅なり 八月大學博士學生等に
紫宸殿にて論議せしむ 渤海使帰朝せり
十月右上天皇崩御 四十の齢にて
遂葬山陵丹後國の故郷に帰るこゝに行る元年浦潟子
推暑天皇二十二年小遂葬小遂葬山陵丹後國に帰
歷て河内に帰るなり
三年二月橘氏天皇の御母なり小右上天皇家年の法華
經を西寺に寄らる 弘法の
葬て歳の十二正一位を贈る 七月右大臣正二位を贈
十月弘法奏聞して東寺の塔を
四年六月渤海使貞主小勅して近代の詩文をあつめし

經國集と号して二十卷あり貞主は博学の人なり淳仁
帝に詩文を好て才能ある人多し
六年二月良岑安世大納言小野篁に伝せしめ久世河内に藤原
三守清原夏野共に大納言に伝せしめ政をあづかる
九月小野篁大内記となりて帝も才智抜群の人なり
八年六月良岑安世奉て諸国の民を水害と旱魃
ちの耕作の資とせり
七年七月良岑安世遊玄厳四十六　十二月大納言清原
夏野が饗園の山庄に行幸
八年淳和帝貞主に命じて京の文書を撰しむ秘府略
と号して一千卷あり
九年冬紫野に行幸ありて淳和に一流を建られ
廉御殿あり淳和初て雲林院を造る　十月
藤原緒嗣と右大臣に轉じ清原夏野を右大臣に任ずる
十年正月清原夏野等初て奉て金剛解を撰て奉る
九八洪海云の撰れし金の注なり　二月天皇位を太子
正良親王に譲て西院に遷り崩ぬ皇を淳和院と云
在位十年年号天長

五十四代

仁明天皇　嵯峨の子なり御諱は正良御母は檀林皇后
橘嘉智子なり右大臣緒嗣是を未済女なり此帝淳
和の時に立て子
天長十年二月病りとして二月に御位淳和の子恒貞
を立て上天皇と申し淳和を後

太上天皇〳〵ハ清綱朝臣左右の奏ふく旨を執る
天皇の外舅参議橘氏公と右大將と兼〳〵ハ武官ハ
常〳〵し天皇殿内ハ上皇殿へ朝覲〳〵たまふ　同年十月
大嘗會と行る悠紀主基の旗のくぐりハ梧桐鳳凰日月慶
雲西王母ハ桃連理ハ行幸麒麟等のかぐりあり
同年初て撿非違使と置て参議文室秋津と以て別當と
藏人邪者と藏の法ふそむくものと穿鑿する級あり
されど沿革ふ藏人ハ京中の宅地のこと弾正の常る紀律のこと刑部省
の常る新紀判断右衛門の密奏と追捕する級を撿非
違使始ものと命せ〳〵常る又藏人のハふ看督長と云級
六十六人と置く〳〵又法関へ一人つゝ合ら遣て

弟和元年正月元日天皇大極殿にて朝拜と受たまひ二日
清和ハ上天皇へ朝覲せ〳〵ハ二月ハ清和ハ行幸あり
〳〵ハ年始と賀〳〵たまふ七日豊楽殿にて宴を始て泊馬
節會と行る参議藤原常嗣を遣唐大使と定め山陵
奉幣と別使ふ定らるも其ハ半官錄事の屬官も定らる
二月射場へ行幸ありて賜物と殺て射場の優方以
紙じ天皇自〳〵射たまふ次ふ大臣以下皆射る
三月峯岳ハ上皇右大臣藤原良房ハ双園の山荘へ行幸あり
八月久子内親王賀茂川に禊し始て野宮へ入る伊勢
の齋宮ハ備ふべきかすりてなり
二年正月行幸天皇も遊猟と始〳〵屏風へ
行幸あり　三月二十日弘法る野山ふとりて病て

六月神泉苑小行幸ありて池魚を捕へしめて後鮎漁和
西方上皇へ進ぜらるる　七月藤原清公を召して印紙を
後漢書を讀ましむ　九月九日紫宸殿にて菊の宴
あり文人詩を献ず
三年二月遣唐使藤原常嗣小野篁等を召して右大将
橘氏物を奉て絹布等若干を下さる　四月紫
宸殿にて常嗣篁を召して酒を賜ひ文人等
に詩作しめ御衣沈香を賜ふ　次て藤原清
河河内仲麻呂石川道益等入唐して歸朝せざりし旧
なる事ふ位を賜ふる
七月遣唐船四艘を筑紫府に
なるが風に逆て帰渡
四年二月遣唐使船沙汰僧圓仁も入唐せ慈覚大師

もなり　九月清原夏野薨ず年六十六
六年正月藤原三守右大臣となる　六月清原夏野
直道廣公群書治要を讀む　八月丁亥釋奠尚書を
講ず　九月春秋の釋奠ふ六経并ふ論語孝経等を講ぜ
らる　十二月遣唐副使小野篁病と稱して路ふ
向ふ　篁ふ常嗣才あり篁ふ劣る故に常
嗣を大使に篁を副使にせんとす篁滿足せざるを
ごる物なれば流ふ処ふ弟も四艘の船の内常嗣ふ
第一の船損じ篁ふ第二の船をとりかへて
常嗣乘りたりて篁怒り船を仍ぎ文を作りて
嗤る其詞の内に上を怨み怪うざる心あるようにて嵯峨の
右上皇大ふ怒て其罪を糺治せらるる況れども特に大

才能書かるべくそなうる者なりとて罪を宥し
配流国へ流さる事七年を歴て赦免せられて帰京
六年八月常嗣内親王薨ぜ　九月参内紫宸殿にて右大
臣藤原三守を以て大宰勅書を捧ぐ　饗の作あり
常嗣の葬所の子なり父子相継て遣唐大使となりし
日本にてひさしくなりしかば稱ず
七年二月盜賊不ふに興るふ国て京畿六道に
勅して沙を捕へしむ　六月清和太上天皇崩ず歳二十
二　七月右大臣藤原三守薨ず　八月禁闕の内なりし
ゆえ釋奠を停らる　右大臣源常を右大臣とす
九年春渤海の使者来る冒ふ賜て国ふ帰る
七月駿河上天皇崩ず歳四十七遂ぬ　春宮
帯刀伴健岑但馬守橘逸勢等謀叛のくわだてあり
右子恒貞親王ゆえんの事なり恒貞は清和の
子にて天皇のいとこなりしかば清和崩じて後立
ようべきつる心ありしかるに逸勢かく謀叛崩御のまぎれに健岑
逸勢かく謀叛崩御のまぎれに健岑
天皇の御母駿河の皇太后より皇太后宮大夫藤原
良房に告げ奏せて邸宅兵を遣し健岑逸勢を
家を囲て捕へ糺明す　又大納言藤原愛発中
納言藤原吉野参議文室秋津をも捕ふ　逸勢は清
清和の舅なり右子の方人なりとて右子は
遠流とし親王と知れども彼等を近け親しむ罪ありとして
其後ともに愛発右吉野秋津は官を奪て市に遣

放〳〵逸勢ハ伊豆へ流されて健岑ハ隠岐へ流さるゝなり
伴〳〵成て恒寂〳〵号して仏書の人なり其後天皇の
御子道康親王と云申し奉せらる
十年七月右大臣藤原緒嗣薨ず歳七十　九月對馬
鳴り奏申して新羅の方より鼓の聲をびゝく〳〵
ゝこゑのよう申〳〵られバ新羅不急の事なりやと
紀深の人物と對馬へ遣して辛しし　十二月文室
宮田麻呂〳〵云者謀叛のくわだてあり事あらはれて
宮田麻呂と捕へて伊豆へ流す其子たち皆流罪せらる
十一年正月二日天皇御母皇太后へ朝覲せらる
六月日本紀と云年六月より菅野高年に命じて續
始めらるゝ此ハ初て續うるなり　七月源常と云者なり

橘氏公と云者なり常ハ天皇の御なり氏公ハ外戚なり
十二年正月尾張連濱主と云者其年百十ゝ歳にて御和
歌舞樂と舞其大光〳〵て紀麻呂の自殺なりと感じて御衣
と給ふ　二月菅原是善文章博士と云菅原朝の父なり
是善と清公〳〵云清公の父と云人より後代〳〵博學
大才なり菅原朝ハ今年生れり世ハ菅原朝父もなく母
なく六歳の時何方なりとも知ハあやしき事なり
と養て有〳〵て〳〵云傳ハあやしき事なり
十四年二月藤原良房と雅樂頭と共人へ唐〳〵て音樂
を習ふなり　六月春澄善縄御和歌を献ず　十月慈覺大師なり
又漢書と献じ　十月慈覺大師なり唐へ渡る此僧伝廣十
年の間〳〵大唐武宗皇帝天下の僧尼と悪門者せらる

小ようて慈覚と号ぐりて還俗せらるゝ云伝へ又圓載
と云へる名僧慈覚と同時に入唐して橘房に留つて
帰らず　同月橘奈良麻呂ふ古敦右大臣と謀りて
皇太孝謙の時小野勝小勢に敗れし人なり天皇市女の
先祖なりとして如海の業あり　同月賀茂齋院
有智子内親王薨ず歳四十一歳藤の嫁なり
十二月右大臣橘氏公薨ず歳六十又
嘉祥元年正月大納言藤原良房右大臣となる大織冠
より七代右大臣の嫡のゆえなり源小忠仁公中七人なり
六月豊後国より白亀と奉る此八月穀物なりと百官祝
奉る此ふりて年号を嘉祥と改らるゝ亀八霊物
なりとよりて元正天皇の霊亀の年号も聖武の神亀も

先代の寶亀と合奉るふりて改元せらる
二年正月渤海の使王文矩等来朝鴻臚館ふ居らしむ
良峯の宗貞勅使なりて送て嵯ふ宗貞八安世のゆえ
天皇の近臣なり　六月文矩等参内宴を行ふ其後小野
篁等勅使なりて勅書を授て帰国　十月天皇四十賀行
なる皇太后なりと右ゆえなり様々の物を献ぜらる
十月治中を行幸ありて銭米を貧者ふ施る又囚獄司の
過を巡検して右大臣良房ふ命じて罪人を赦す
三年正月天皇皇太后の御賀ふ冷然院へ行幸ありて階
下にて舞ようり殿へ上る簾の前ふ北面して跪て禮
を奉る階下へ下て舞の賀て還御ふ感ぜ
ずして又母ようつゝみる八天皇へ以ても常の人ふ異なるざる

理と示さるるなり　二月天皇不例　二月崩御成
四十一深草の陵小葬る葬礼八遺詔ふりて軽くせる
天皇生つきさるく学問を好く筆道を達せり又琴
をひき笛をふき射芸をもなして賢聞をも世に紙れ
ども天下を平らかにして記録を好く大内裏を造作
られるるなん京の府長官京職こと名る道長なり
りて城をそなへて侍ことなり名を廻廊と改し始め
在山の僧正をハ元なり　天皇在位の年号承和十
四年嘉祥三年合て十七年

六十五代

文徳天皇

仁明の子なり御母藤原氏の娘なり世ふ家原と申ハ順子の事
石倉藤原氏の娘なり　天皇承和九年ふ石ゑ

嘉祥三年仁明崩ぬ　四月天皇即位　六月崇峻の天皇
太石崩ぬ仁明の御母なれば天皇の母なり此太石仏法
と称し檀林寺を作る故ふ檀林皇后と号ぬ慧萼と云僧
と唐へ遣されて禅法と問ふ事あり又学問ども好て学
給院と建て橘氏の者をして讃書せしめ給ふ仁明の崩
御と哀て后なり御ぬ崩ぬ嵯峨の十八梅宮ハ橘氏
の先祖の社なり此后なも勧請ぬ　七月外祖冬
嗣ふ太政官と勝る　十月惟仁親王を立ぬ惟
仁の母藤原氏ハ右大臣良房の娘なり惟仁を
もてはやつ九月と歴て右ゑ大臣なる世ふ惟仁の兄惟
喬く惟仁くあるとひあるて相撲の勝負ふりて位

と定らるゝ云ハ結そう其上惟喬の方より相撲ふか
さうし云へる紀名虎ハ四年以来仁明の影和十四年ふ
病死やり紀れいりゆ〳〵虎統なり
仁寿元年六月良房の縮ふ行幸櫻花を見て詩歌の
御遊あり　月春澄善縄と為て文選を講ぜしむ
十二月大宰官を行ひる
二年六月諸国ふ年穀あるゝ奏聞そ　十二月参議
小野篁卒す　歳六十一其子孫多く関東よりて武士と
なる也　利の學校ハ篁が舊迹なりと云傳へり
三年六月良房の縮ふ行幸其家へ難波の莫麻呂従ふ
位ひを叙やらる　六月一品葛原親王薨そ　先ハ桓武
のすえて平家の先祖なり　八月百濟河成卒そ　先ハ

勝れる絵の上手なり
先なり　今年春下疫病あるゝ　同月僧圓珍入唐て智証大師
齊衡元年六月大旱源常薨そ　歳四十三　七月備前の国
より新食の僧来る神泉苑ふ振ひしむ　治平特なりきく
祥験し　此年ふ海ふ閑ハ此年秋海て海松升の米と水と
位ひを叙やらる其間ふ飢ふ有りし其間食ハ絶なる事と云る
二年正月奥州夷賊ふ入りて近国の兵千餘人と国
司の加勢ふ遣され岳根とも云る　六月東大寺の大佛の
頭自ら地へ落られハ九月大納言藤原良相卒　僧真如
初して聖武の例よりも天下と勧進せしうそ先と修理
せしむ良相ハ良房の弟なり
二年七月中納言藤原長良薨そ　歳六十八良房の兄なり

良房男子なりしによりて長良の二男基経を養て子と
せり　十月春澄善縄を左大弁藤原冬嗣を右大弁
天皇新小殿を作りて庭上に月ゆ天を分る藤原
良相藤原是善等其事に預る
天安元年二月右大臣良房を太政大臣に左大臣源信を
右大臣に良相を右大臣に信ハ天皇の叔父なり大友
高市押勝道鏡の後ハ太政大臣則此の官なり今良房
拝任せり藤原氏の人臣相続て昇進せり　三月良房ハ
剣を帯て参内せり事を特ゆる漢蕭何の例なり良房
ハ辞退せり　六月對馬嶋に乱りて国司を殺
せり太宰府より兵を遣して沙汰を平く　十月弘法
大僧正を贈る其弟子僧正真済ゆゑなり

十二月第一の王子惟喬親王元服日節を挙げる良
房等を召て宴を行る天皇此宴に幸して行ひて
惟仁親王初の内惟喬を先朝に立ること久しく思ひ
しかども良房の威を憚て猶ほ惟仁を立てかなわず其上右大臣信
中ふかくせしかども上ハ遠慮ふかくしばらく
二年三月第十群盗起る坂上當道藤原有真等ハ作て
兵を掠へしむ　六月白雲良の方より坤の方へ亘る河の
人沙を撒雲に　八月天皇崩ず歳三十二帝ハ政ハ
四年にして遊猟を好まず狩小鷹りしが果して狩れども多病ふかくして萬機
斉衡二年　天安二年合せて八年

王代一覽卷之二終

天保二年冬十二月十三日於益城下縣砥用郷
柏川村重見山荒内谷寫之

中村直衛